

令和5年11月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和5年11月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和5年11月29日（水）午後1時30分から午後3時15分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 23人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	25番	林 昌美
26番	瀧澤 和子		

4 欠席農業委員 3人

22番	三村 晴夫	23番	二村 喜子
24番	上條信太郎		

5 出席推進委員 4人

推2番	中野 千尋	推3番	大澤 好市
推5番	松田 和久	推13番	北野 喜八

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第167号、第168号）
- イ 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件……（議案第169号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第170号～第174号）
- エ 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見の件……………（議案第175号）
- オ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第176号～第179号）
- カ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第180号～第188号）
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第189号～第191号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地の形状変更（土地改良）実施に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件

(3) 協議事項

納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

ア 令和5年度非農地判断の実施方法について

イ 令和5年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について

ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

(1) 農業委員会だよりと県外視察研修について

9 出席職員	農業委員会事務局	局 長	村山 育朗
	//	局長補佐	川村 昌寛
	//	係 長	草田 崇博
	//	主 任	藤井 勇太
	//	主 任	麻生 沙絵
	//	主 事	田中 瑞恵
	農 政 課	主 事	城生 涼風
	松本農業農村支援センター	課長補佐	寺戸久美子

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 7番 太田 辰男 委員

8番 河西 穂高 委員

〔書記〕 草田係長

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第167号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

それでは、農政課から議案の説明をお願いいたします。

城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。よろしくお願いいたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明のほうに入ります。
着座にて失礼します。

別冊資料1ページ目、5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、
議案第167号です。

合計のみ申し上げますので、10ページ目をご覧ください。

合計申し上げます。

一般、筆数70筆、貸付け38人、借入れ31人、面積11万6,614
平米。

経営移譲、筆数2筆、貸付け2人、借入れ1人、面積3,054平米。

利用権移転、筆数6筆、貸付け2人、借入れ2人、面積1万2,339平
米。

所有権の移転、筆数7筆、貸付け3人、借入れ3人、面積6,213平米。

第18条2項6号関係、筆数5筆、貸付け3人、借入れ2人、面積6,6
58平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数69筆、貸付け2
9人、借入れ1人、面積9万5,038平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数63筆、貸付け1
人、借入れ17人、面積8万4,110平米。

合計、筆数222筆、貸付け78人、借入れ57人、面積32万4,02
6平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数106筆、面積
16万8,912平米、集積率は76.88%です。

議案第167号は以上です。

議 長 じゃ、城生主事、すみません、168も一緒にやってください。

城生（農政課）主事 続きまして、11ページです。

議案第168号です。

合計のみ申し上げます。

合計、筆数6筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万928平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。

議案第168号は以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等
ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺います。
議案第167号及び168号について、原案どおり決定することに賛成の

農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第169号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件を上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
田中主事。

田中主事

農業委員会事務局の田中です。よろしくをお願いいたします。
それでは、早速、議案第169号について合計を申し上げますので、別冊資料最後のページの表の合計欄をご覧ください。
集積、人数13名、筆数17筆、権利設定面積2万8,689平米に対して、配分、人数10名です。
以上の案にて令和5年12月公告分の農用地利用集積等計画を農地中間管理機構へ要請します。
議案第169号については以上です。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第169号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第170号から174号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、5件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いします。
麻生主任。

麻生主任

農業委員会事務局の麻生です。
着座にて失礼いたします。
農地法第3条の規定による許可申請許可の件。

それでは、総会資料1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案第170号は、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第171号は、隣接農地との一体利用のため、所有権を移転するものです。

議案第172号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。新規就農者、〇〇〇〇さんの資料を本日お配りした参考資料に掲載しております。

議案第173号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。新規就農者、〇〇〇さん、〇〇さんの資料を本日お配りした参考資料に掲載しております。

議案第174号は、新規就農のため所有権を移転するものです。新規就農者、〇〇〇さんの資料を本日お配りした参考資料に掲載しております。

以上5件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、地元の委員の方の意見を伺います。

まず、170号、島立、濱委員、お願いします。

濱農業委員

地図見てもらうと分かるかと思いますが、月見橋を西へずっと行って、その大通りから谷地をちょっと下って行って、裏側みたいなところになる田んぼになります。持ち主の方は〇〇さんですが、埼玉県ということで、財産整理に入っておりまして、以前にも西生寺の駐車場に出した残りのところ。〇〇さんですが、実質的にこの田んぼを管理しておりまして、〇〇さんに譲っても格段問題はないかと思います。ここのところずっと作物、転作やら稲やらやっております、大丈夫だと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

171、塩原委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 和田の下和田というところになりまして、和田の郵便局がありますけれども、その郵便局の東側の位置になります。〇〇〇〇さんですけれども、

体調がちょっと優れないということで、耕作ができないということのようです。〇〇〇〇さんにつきましては、和田でも期待の認定農業者でして、切り花を中心としたハウス栽培をしておられる方です。〇〇〇〇さんのハウスに隣接するのがこの〇〇さんの土地ということで、〇〇さんが耕作するのが一番いい方法だというふうに現地見て感じてきました。問題全くないというふうに思っています。

以上です。

議長

それでは、172、河西委員、お願いします。

河西農業委員 新規就農者の〇〇さんが以前から当地で耕作していて、今回正式に土地を取得して、農家として登録したいという案件になります。現地、非常にきれいに、畑ですけれども、作られておりまして、全く問題ないと思います。

議 長 それでは、173、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 〇〇〇さん、〇〇さんご夫妻が宅地、それから住宅の購入と併せまして隣接農地4筆、1,641平米を今回、〇〇〇〇さんから売買によりまして所有権移転を行うという内容でございます。場所は、下立田という場所の集落内の一角になります。〇〇さんご夫妻は、松本周辺で農地つきの住宅を探されておりました、今回の物件にたどり着いたというふうにお聞きしておりました、新規就農ということなんですけれども、お二人とも長野県職員で、まだお若い方たちなんですけれども、今まで飯山市のほうで4年ほど農地を借りて水稲など作付をされた経験があるということで、今回、住宅に隣接する農地、ここで自家消費のお米ですとか野菜を栽培したいということでございますので、面積としましても適当でありますし、特段の問題はないため、許可は適当と考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
174号、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 〇〇さんと〇〇さんはいとこでありまして、ご本人たちと話しました。それで、〇〇さんは、やはり県外に住んでいて、74歳ということで、管理ができないということで、いとこの〇〇さんに贈与するということであります。畑等、本当に小さな畑で、中に鉄塔が立たっております、大きな機械でも何もできないぐらいの面積であります。新規就農のほうで自家用野菜を作るということでありますので、問題ないかと思っております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、全体を通しましてご意見、ご質問等あったら、よろしく願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、5件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆さんに伺いますが、議案第170号から174号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第175号 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見の件、1件について上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

藤井さん。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。説明をさせていただきます。

議案書3ページをお願いいたします。

農地法施行規則第95条の該当の有無に関する件、こちらですが、国有農地を払い下げるに当たり、譲り渡す方が適格者かどうかの意見を国のほうに回答するものです。

こちらですが、波田に住む〇〇〇〇さんが現在借りていらっしゃる国有農地の払下げを受けるものとなります。

〇〇さんにつきましては、農地法第3条の第2項各号には該当しないため、農地法施行規則第95条で定める国有農地の売払い相手方に該当すると判断をしております。よろしくをお願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

それでは、地元の委員、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員

地図、写真5ページを見ていただきまして、場所的には梓川高校から西に、下のほうに下っていただきまして、そこがリンゴ地帯でありまして、〇〇さんにつきましては、国有地の隣に実際にリンゴを栽培しておりまして、国有地もちょっとリンゴが植わっているということで、それを譲り受けるということであります。〇〇さんにつきましては、元JA職員で、そのときからリンゴ栽培をしておりまして、最近息子が入りまして、今一生懸命リンゴをやっておりますので、問題ないかと思えます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

藤井さん、あれかね。農地の国有農地を払い下げるには、農業委員会の意見を求めるというのが基本的なルールなんですかね。

藤井主任

農地法第3条と同じようなイメージでいいかと思いますが、農地を購入される方が農地法第3条に規定する農地を維持管理していくに当たって、適格者かどうかというところを地元の農業委員会として回答することとなっております。

議 長

ありがとうございました。

全体を通じまして委員の皆さん、何か意見、ご質問ありましたら、お出し

をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、農地法施行規則第95条の該当による案件、1件について集約いたします。

農業委員の方に伺いますが、議案第175号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。

続きまして、議案第176号から179号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、4件及び関連がありますので、議案第185号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件についてを上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

藤井さん。

藤井主任

それでは、総会資料の4ページをご覧ください。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件、説明をさせていただきます。議案第176号、転用目的は住宅敷地です。

続いて、177号ですが、関連がありますので、6ページの185号を先にご覧いただければと思います。

こちらの申請地ですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さん、お二人はご姉弟です。ご姉弟で共有名義の土地となっております。共有名義の土地の上に〇〇〇〇さんの住宅敷地が一部越境をしておりました。お姉さんの〇〇〇〇〇〇さん持分部分については5条での追認申請と、〇〇〇〇さんご自身の持分の部分については4条の追認申請ということで、同一土地ですが、2本の申請ということになっております。やむを得ない案件として追認申請となっております。

続きまして、また4ページにお戻りください。

議案第178号、転用目的、宅地進入路・駐車場です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

続きまして、議案第179号、転用目的、住宅敷地です。こちらも、やむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

議長

ご苦労さまです。

それでは、地元の委員の方からご意見を伺います。

176、島内にありますので、河野委員、お願いします。

河野農業委員

176号ですが、別冊の今日配られた位置図資料の7ページになります。7ページのところで、ちょっと写真を見ていただくと、上のほうに松島中学校というふうに書いてありますが、松島中学校のほぼ西のところ、それで下の写真を見ますと、四角く囲ってあるのが今回の申請地ですが、その奥に家がありますが、この家と、今ちょっと車がちょっと半分見えていますが、ここが進入路になっていて、右側と奥がこの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが宅地として使用している部分です。それで、この四角のところは畑として利用していたということで、全く問題がないというふうに考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、177号、塩原委員、185号も併せて説明をお願いします。

塩原（秀）農業委員 177号と185号、それにちょっと関連があるのは184号、関連があるわけですがけれども、その中で、追認として申請をしなきゃいけない部分が185と177で出てきたという内容になりますので、追認ということで、許可のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、178、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

今回、この土地につきましては、位置図の9ページ見ていただきまして、上の写真、航空写真のほうからいきますと、二子橋の近くに王子マテリア、昔で言う王子製紙の工場がありまして、松本空港線沿いがずっと左のほうに伸びておりまして、途中から少し道に入った場所にこの今回の場所があるんですけども、実はこの本冊資料の10ページのところに、非農地証明の交付の件ということでございますけれども、そこでこの〇〇〇〇さんの土地2筆を非農地ということで、もう昭和40年からご自宅が建たっていたということで、非農地証明の申請出されたんですけども、そのときに今回の、この下の写真にあるいわゆる市道と、それからその間に水路がありまして、ご自宅があるという、この水路と、それから市道に挟まれた26平米という場所が畑ということで残っていたことが分かりまして、もう現状、住宅へ入るのにそここのところを通らなきゃいけないということで、使われていて、今回4条申請ということになりましたけれども、これは、この土地が進入するためにはどうして必要ということで、農地としてもほとんど使えない場所がありますので、やむを得ないというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、179、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員

179号ですが、申請者の〇〇さんですけれども、婿養子さんで、昭和62年頃、〇〇家に入ったそうです。今回、既存の物置が老朽化したために、建て替えを計画したところ、そういうことで、申請地の下の写真を見ていただくと、電柱が奥のほうに立っていますけれども、その下の物置を壊して、新しいのを建てようとしたところ、業者さんのほうから、進入路だとか物置が農地じゃないですかということで言われたそうです。ということで、初めてそのときに分かったということで、現在使っている進入路ですが、この写真の北側に市道がありまして、この〇〇さんの自宅に入るにはここを通るしかないはずなんですけれども、それも私が小学校の頃からこの写真の奥の2階建ての家が建っていますけれども、ここに入る道は、もうその頃からここを進入路として使っていたと思います。ということで、今回申請していただいた〇〇さんは、全く知らずに物置を建て替えようとしたら、そういう話が出てきたということで、申請をしたということです。

それで、現在の使っているこの左のほうの車庫兼物置なんですけれども、これは実際に行ってみてきましたけれども、資材だとか、管理機だとか、また軽トラが入っていました。ということで、農地を使っていたということに対しては恐縮していましたけれども、てんまつ書をつけて今回申請したいということで話がありましたので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
それでは、現地を見ていただいた太田委員、お願いします。

太田農業委員

先日、事務局と、それから私と河西委員の3人で現地確認いたしました。
176号から179号、やむを得ないと判断いたしました。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
ほかの委員の方で本件に対しまして質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第176号から179号及び185号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたしました。

続きまして、議案第180号から188号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、9件のうち、先ほど審議いただいた185号を除く8件についてを上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

藤井さん。

藤井主任

それでは、総会資料の5ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可承認申請の件、説明をさせていただきます。

議案第180号、転用目的は砂利採取での一時転用となります。

続きまして、議案第181号、こちらは市道改良工事に係る駐車場用地としての一時転用となります。

続きまして、議案第182号、こちらも市道改良工事に係る資材置場等用地として一時転用となります。

続きまして、議案第183号、駐車場となります。

続いて、6ページをお願いいたします。

議案第184号、こちらは先ほど4条と5条で追認申請のあった案件のお隣の土地ですが、一般住宅としての転用申請となります。

185を飛ばしまして、186号、こちらは農業後継者の別棟住宅となります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

議案第187号、こちらは農家住宅の敷地拡張となります。やむを得ないものとして追認申請となっております。なお、令和5年2月4日付で農振除外済みの案件となります。

議案第188号、転用目的は建て売り住宅となります。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

地元の委員のご意見を伺います。

180号、島内、河野委員、お願いします。

河野農業委員

それでは……

議 長

4つ連チャンでお願いします。

河野農業委員

はい、分かりました。

それでは、位置図資料、農地法3条、位置図資料のほうの11ページをご覧ください。写真が載っております。

まず、180号については、ちょうど丸を書いてあるところが引っかかっているのが高速道路、それから島高松駅というふうには書いてありますが、ここにJRが通っているということで、ここで砂利採取、一時転用ということは、やむを得ないというふうに考えます。

それから、181号、これは市道の改良に関わる駐車場用地。これ、182号も同様のところなんです、12ページ、13ページ、写真で言いますとですね。12ページ、13ページのところになります。市道の改良工事に関わる駐車場用地として181号、本当に三角形の僅かな土地でございます。

それで、182号も市道改良工事による資材置場等でございますが、写真で言うと13ページ。これは同じ市道の路線の一部でございます、今、市道を拡幅する工事をやっております。そんなことで、181号、182号、一時転用ということで申請がございます。

それから、183号、駐車場ということで、写真のほうで言うと14ページになります。これは丸が2つ書いてありますが、島内のクリーンセンターで、奈良井川があって、その東側というところがございます。この丸2つの上のところは、既に資材置場等になっているところがございます。農地ではございません。それで、ここについては、一応駐車場ということで、〇〇〇〇〇〇〇〇が駐車場として利用する。要するに、ここで車を乗り換えて、トラックに移るといような形で、ここに駐車場を確保したいということでございます。

180から183号については以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、184号、塩原さん、先ほどの説明で何かありましたら、お願いします。

塩原（秀）農業委員 先ほど審議をしていただいた、承認をいただいたところのすぐ隣になるわけですが、今現在、この〇〇さん夫婦は、〇〇さんのうちの離れに住んでいますけれども、子供が2人いて、4歳と2歳ということで、生活空間が狭くなっちゃう。そして、農業後継者に当たりますので、住宅を建てたいというのが内容であります。場所についても、ちょっとこの地図だと見にくいのですが、〇〇さんの住宅と、その隣が〇〇さんといううちなんですけれども、その住宅の間の土地になるということで、ここは農地には影響のないところになりますので、ぜひ承認をお願いしたいと思います。

議長 それでは、186、太田委員、お願いします。

太田農業委員 〇〇〇〇さんがお父さんの〇〇さんの農業の後を継ぐため、お父さんの家の横に後継者の別棟住宅を建てるとということで、問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

187、中川委員、お願いします。

ているところが見えるんですけれども、これ、盛土になっていて、これを駐車場のところ何とか移して、それで造成するという計画になっていることと聞きました周辺住民がオーケーと言うなら、これはもういいんじゃないかと考えます。

184が、分家さんですかね、農家分家さん。これは全く問題ないと思います。

186、中山の案件ですね。これも問題ない案件かと思います。

187、追認ですかね。妥当というか、やむを得ないんじゃないかと思いました。

188、建て売り住宅5棟、これができたことで、周辺の農地に与える悪影響はないと思います。これはもう問題ないかと思います。

以上になります。

議長 ありがとうございます。

それでは、皆さんのほうから何か質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願い、倉科委員。

倉科農業委員 すみません、ちょっとした確認なんですけれども、議案第182号の位置図の写真見させていただく中で、13ページになりますけれども、河川敷というか、堤防のすぐ横、道路との間が農地ということのようなんですけれども、ここは作付が普通にされている場所なんでしょうか。ちょっと写真見る限りでは、草だけ刈ってあるような感じで、農地としては利用が難しい場所なのかなというふうに思えるんですけれども、その確認です。

議長 藤井さん、お願いします。

藤井主任 11月22日に現地確認に行った状況では、作付はされておらず、雑草が長く伸びないように管理をしていただいているような見た目の土地でした。以上です。

議長 よろしいですか。

倉科農業委員 はい、ありがとうございます。

申し訳ありません、やっぱりこういう公共物に挟まれた中での、面積も小さいようですし、こういった農地の利用が難しいところを今後どうしていくのかというのがちょっと課題かなというふうに感じる場面が時々ありますので、またその辺も今後方針等出されれば、よろしく願いできればなと思います。ありがとうございました。

議長 どうですか。いいですか。

おっしゃるとおり、こういうところいっぱいあるで、肅々と、えらい捉われずということだとだと思いたすがね。

よろしいですかね。

ほかに質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、8件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆さんに伺いますが、議案第180号から184号及び186号から188号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第189号から191号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いします。

麻生主任。

麻生主任 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

着座にて失礼いたします。

総会資料8ページをご覧ください。

議案第189番、蟻ヶ崎4丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第190号、桐2丁目にお住まいの〇〇〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第191号、内田にお住まいの〇〇〇〇さん承認を受けるものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、地元の委員からご意見を伺います。

189、190、小林委員、お願いします。

小林農業委員 先月の26日、この189号、〇〇さんのこの土地ということで、行ってまいりました。20ページの位置図のご案内のように、深志高校の西側ということで、農地の形状は段丘のようにちょっとなっているということで、平らではありませんでしたが、除草等はきれいにされておりまして、以前はこの場所はおじいちゃん、大じいちゃんがリング栽培をされていたということでございました。現在は、一部果樹がありましたけれども、野菜等作られておいでになりました。そもそもこの土地が市街地で、面積も相当ありますので、実際私がお行き会いしたのはおばあちゃんでしたけれども、

この〇〇さんという方はお勤めをされながらということでございますので、一家でその耕しをしながらというのは、なかなか大変な作業だというような話もありましたけれども、将来的には、ここは市街地ですので、第三者の手を借りても、整地、整備をしていきたいと、除草等には努めたいと、そんなご意向をされておりました。時期が時期ですので、一見整地をされているようには見えたとところでございます。

それから、次の190号、〇〇〇さんですけれども、こちらは市街地の中にあつて、場所はデリシア桐店の南側ということでして、もうほとんど宅地の中でございましたけれども、このお宅には相当な面積がありまして、この一部が農地ということで、果樹あるいは野菜がきれいに整然と作られており、問題がないということで確認をしたところでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
では、191、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員 〇〇さんの圃場について確認をさせていただきました。表の一番最後のほうですけれども、〇〇〇〇と〇〇〇〇ですが、今現在は転作農地になっていまして、大豆の刈取りが終わった状態でありました。これから耕起をして、お返しするというような状況になっています。

あと、その他の水田の関係ですけれども、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇については、既に耕起されておりました。

畑の関係ですけれども、4筆とも収穫が終わって、耕起済みでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、全体の委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第189号から191号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからカついて一括説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料10ページからご覧ください。

10ページ、非農地証明交付状況の件、2件、11ページから15ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、38件、16ページ、農地の形状変更実施に伴う届出の件、1件、17ページから18ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、15件、19ページ、農地法第4条の規定による届出の件、6件、20ページ、農地法第5条の規定による届出の件、4件。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまです。

ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。

続きまして、協議事項に入ります。

事務局から協議事項、納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認の件について説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件です。

それでは、21ページ、協議事項、納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件について説明いたします。

こちらは、納税猶予を受けている農地について、20年目の免除確定をするため、税務署からの依頼により現地調査を行い、その結果を報告するものです。

今回は11件、49筆、4万6,377.77平方メートルの調査となりました。ご担当いただきました委員の皆様、ありがとうございました。

調査に基づく農地の利用状況は、表の右側、利用状況欄に記載のとおりとなります。

税務署には以下のとおり報告したいと考えております。

現況は全て農地として利用していることが確認できました。また、一部面積の変更があった農地、貸付け中の農地がありました。

なお、この面積の変更があった農地、貸付け中の農地の納税猶予については、この報告をもって今後税務署にご判断いただくこととなります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの協議事項について、委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、事務局説明のとおり、特例措置を受けている納税猶予農地49筆の利用状況について、松本税務署へ報告をさせていただきますので、ご承知おきいただくとともに、この間、農地の確認をしていただいた委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

では、10分間休憩して、40分から議事再開いたしますので、お願いします。

(休憩)

議長 議事を再開いたします。

休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

まず、報告事項のア、令和5年度非農地判断の実施方針についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事 農業委員会事務局の田中です。よろしくお願いいたします。

冒頭にすみません。資料の訂正を申し訳ございません、お願いいたします。

23ページです。すみません、23ページの2番、非農地判断候補地の面積ですが、単位が誤っておりまして、こちら平米でございます。単純なミスに気づかず、すみませんでした。

それでは早速ですけれども、資料の説明させていただきます。

本件の要旨は、平成21年の通知に基づいて毎年実施している非農地判断の実施方針について報告するものです。

2番の非農地判断候補地ですが、今年度は10月末時点で面積が21万5,490平米、筆数が395筆、名義人229名を予定しております。昨年は1,497筆を実施しまして、おとし、昨年とかなり大がかりな非農地判断を行いましたので、それを比べると、やや少なく感じますけれども、今年度は明らかに非農地判断をしておきたい農地を確実に挙げていただいていたという印象であります。

地区別の筆数は25ページ、詳細なリストは32ページ以降にございます。

32ページのリストは、皆さんのパトロール結果の中で、再生困難として

いただいたものが全て載っておりますけれども、今、これらの農地を精査している最中であります。隣接地目との整合性や、非農地判断により農地一帯が虫食い状態になってしまわないか、あとは年金や納税猶予の対象農地になっていないかというようなこともこちらで調べておりますし、最近何か貸借を設定してないかなというふうなことにちょっと時間をかけておりますので、このリストに掲載されている農地の全てが非農地判断となるものではないことを一旦ご了承願います。

23ページ本文に戻りまして、3番、非農地判断の進め方ですけれども、昨年から大きな変更ございません。

まず、来年1月上旬をめどに、候補地の所有者に対して、非農地とすることと、あと非農地とするけれども農振区域から除外すること、この2つに異論があれば申し出てくださいという内容の事前通知を送付します。国の方針では、事前通知は不要としていますが、松本市では、より確実に非農地化を進めるために、このような事前通知を手間をかけて送っております。

ちなみに、農振農用地区域からの除外に同意しない場合の申出、これ、おととしから取り入れてきた取組なんですけれども、おととしと去年ともに、このことに異議があるという方はおりませんでした。

所有者に送る通知が、26ページから31ページ、枚数にすると4枚になりますけれども、ここには農用地区域除外についてや、土地改良区に対する決済金が発生するというようなこと、ぜひ確認してもらいたいことを盛り込んだ結果、読み応えのある、ボリュームのある通知となっておりますので、後でご質問いただけた際には、しっかりと分かりやすく説明させていただきたいなと思っています。

なお、土地改良区の決済金が生じる件については、例年、上條委員にも大変ご心配いただいている点なんですけれども、担当課である耕地課とですね、昨年このような通知を出したときの反響や状況を検討した結果、今年も昨年同様の表現で周知を図るというような方針にしました。

このように、所有者からの異議申立て期間を経まして、4月頃までには正式な非農地通知を所有者の方に送付したいと思っています。

所有者の方がその後、法務局へ地目変更登記の申請に行ってくださいというのが一連の流れであり、例年どおりになります。

ただ、多くの方が地目変更登記されませんので、実際、去年も委員さんから職権登記を進めてほしいという意見頂戴しました。市町村長の職権で地目を変更するという制度の活用を今年も検討したんですけれども、結果的には、23ページの4番に記載したとおり、ちょっと今年も見送ることとしました。理由としては、写真の問題が出てきてしましまして、非農地判断地の全ての筆がタブレットで写真で収めることができるようになれば、このことが1つ前進するのかなと思っています。

なお、県内の様子なんですけれども、県内では9つの町と村がこの職権登記というのを実際に取り入れているそうなんですけれども、1度に30筆程度までしか職権登記の依頼ができないということで、当市のような規模

では、やはりちょっと調整するのに結構時間がかかってきて、取り入れるのもまた時間かかってしまうのかなというふうに思っております。

同じくこのことに関連して、やはり去年委員さんより、比較的簡単に登記ができますよと文書を添えてほしいということで意見頂戴しまして、この今回お話ししている事前通知ではなくて、次の段階に出す本通知の中に去年、法務局と協議に協議を重ねた文書を同封したんですけれども、書類に不備があってほしくないという法務局の思いがかなり詰まった、説明部分がかなり長いものに結局なってしまいまして、今年は、まだ1月以降の作業になるんですが、本通知の中でも、登記が簡単にできるからしてくださいというようなものを強調したものを出していきたいというふうに考えています。

同じく去年も委員さんから、農業委員である自分が所有者に代わって登記に行くことはできないかという質問をこの場で頂戴しまして、可能であるというお話をしたんですけれども、先日も登記官にきちんと確認しまして、所有者が変更登記に来る人を個人的に指名した人だったら、委任状で指名した人だったら誰でもいいよということでしたので、農業委員の皆さんでも登記することができます。

ということで、すみません、以上が今年度の非農地判断の内容となりますけれども、また異議申立て期間を経まして、整理したものは、3月の総会で報告させていただきますので、一旦ご了承ください。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

それでは、質問、ご意見等ある方。

じゃ、お願いします。

太田農業委員

私、中山で36ページなんですけれども、36ページの真ん中辺に中山あるんですけれども、この上から3番目の〇〇〇〇さんという人は、もう既にかかなり前に亡くなって、その上のこの〇〇さん、娘がその上なんだけれども、こういうふう書いてあるっていうことは、これ、相続が終わっていないっていうこと。

田中主事

ちょっと私の去年のメモで、その時点でちょっとうまくデータが結びつかなくて、台帳、固定の台帳とうちの持っている台帳が結びつかなくて、残っているという把握を自分がしてまして、この筆に関しては。ちょっと手に対応しなきゃいけない筆だなという認識なんですけれども、ちょっと理由があって、うまく結びついていないところです。

太田農業委員

三、四人亡くなっている人いるんだよね。

田中主事

中には、確かにちゃんと登記していない人もいると思うんですが、この〇〇さんに関しては、ちょっと自分で把握しているものの1つであります。

太田農業委員 ○○○○さんという人も亡くなっているし。

田中主事 これは9月末の情報でして、来年の3月にもう一度、最新の所有者に照らした上で出しますが、どうしても登記されなかったりとか、あと登記しても、うちのほうに反映するのに2か月ほどかかってしまいますので、そういったタイムラグは若干生じます。お願いします。

議長 また、それぞれ地域の中で事象がいろいろあると思いますので、その辺、また事務局とやり取りして進めていきたいと思います。
じゃ、河野委員。

河野農業委員 すみません。非農地判断で、地目が田や畑のところは原野なり山林なりになっているよということを農業委員会のほうで証明書を出す形で、それを地目変更を法務局のほうの登記の変更をやるには、本人がそれをしなければいけないということになるとと思いますが、たしか法務局のほうの登記の変更というのは、今時点でいうと、原因が発生してから3年以内に登記しなきゃいけないという規定がたしか、規定というか、通知が国のほうから出ていると思うんですが、そことの関連ですね。本人、なかなか法務局へ足を運ぶというのは、正直言ってあまりないというか、その気がない人も多いと思うんですが、その辺はどんなふう考えていますか。

議長 どうですか。歯がゆいだよ、基本的には。今、田中担当も言ったように。どうですか、この辺は。

田中主事 ちょっと事実確認としてはきちんとしたことしないんですが、経験としまして、先日も、平成27年、26年、25年というようなものを再発行して、そのまま法務局に持って行かれた方、結構いらっしやいまして、非農地判断に関しては、そういった証明書、非農地通知書さえあれば、法務局が名義人にかかわらず変えていただいているという経験があります。

議長 そういうことで理解してください。
ほかに。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。
前段で、今、事務局も話をしたと思いますが、歯がゆいところいっぱいあるけれども、現状でやっていきたいと思いますので、もし何かあったら、またお願いしたいと思います。
なければ、本件はただいまの説明のとおり進めてまいりますので、承知おきをお願いいたします。

続きまして、報告事項のイ、令和5年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

農業委員会事務局の草田です。お願いします。

総会資料の44ページをお願いします。

令和5年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてです。

今年度の表彰候補者として、1団体と1個人を推薦したことを報告させていただきます。

2番の表彰候補者です。

入山辺地区から〇〇〇〇様、四賀地区から〇〇〇〇様を推薦させていただいております。

各地区の農業委員、推進委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

なお、内田地区につきましては、検討を進めたけれども、今年度については該当者が見つからなかったということです。来年の候補者推薦の際にはお願いしたいと思います。

3番の各候補者の功績についてはこの後、各地区の委員さんから紹介していただきたいと思います。

4番のその他です。

11月8日に推薦書を提出しております。来年1月中旬頃、表彰者が決定され、2月中旬頃に表彰が行われる予定です。

それでは、〇〇〇〇様の功績の紹介を武井委員のほうからお願いします。

武井農業委員

この組合ですけれども、昭和35年に小規模のブドウ農家が集まって、定置配管による共同防除を始めて、今年で63年になります。現在の組合員は20戸で、面積は2ヘクタール。今、スピードスプレーヤーが主流の中ですけれども、機械の購入経費の削減だとか、共同防除による農薬のコスト削減、一斉防除による品質の統一など、様々なメリットを生んでいるという状況です。

特に、この組合員の多くが兼業農家で、また規模が小さい。また、高齢化が進んでいる中で、この組合の活動があって、皆さん頑張ってブドウを現在も続けているという状況です。

特に、山辺ブドウの振興に寄与しているというこの組合の功績は大きなものがあるということでございますので、表彰候補者として推薦したものです。よろしくをお願いいたします。

草田係長

ありがとうございました。

引き続き、〇〇〇〇様、大澤推進委員、お願いします。

それじゃ、推薦しましたけれども、ちょっとお話しさせていただきます。

〇〇〇〇さんは、昭和15年生まれの高齢、80歳というか、高齢者なんですけど、非常にバイタリティーある方でもって、四賀地区では数少ない専業農家として活性化に取り組んでおります。特に、稲作については、その推薦の中にも書いてもございまして、周りの高齢者の方で耕作放棄地になる可能性があるのを引き受けて、専業農家、個人の四賀地区における専業農家としては最大面積を請け負って、農業にいそしんでおります。

氏は非常に学識のある方でもございまして、松本市に合併した直前の四賀地区の公民館長を6年間務められて、その間、これには書いてないんですが、素人劇団も立ち上げて、四賀に埋もれていた民話を芝居化して、毎年1回公演しているというような方でもございます。

また、氏は、過去栽培された、皆さんもご存じかどうか知りませんが、小麦でもって農林27号、それでモチ米でもって明神、この明神というのは非常においしいんですが、栽培が難しく、稲穂の長い稲なるわけですね。倒伏が激しいもんですから、だんだんと耕作者が少なくなってきたんですが、氏はこの復旧に力を入れて、毎年、四賀小学校の高学年と、それから私ども、久保委員はじめ、JAの職員などと、また地域住民との協力で、学校田に食育教育として苗を提供。また、地域の方でもってもう一遍やってみたいという方に苗を提供して、何とかこのいいモチ米の明神を絶やさないようにとして努力されております。

また、ご存じの方あるかどうか知りませんが、四賀のトンネルを越した左側にしののめの道バザールという農産物を販売するちっぽけな、本当に小さい道の駅みたいのがあるんですが、これを立ち上げたわけなんですね。なぜ立ち上げたかという、四賀では販売して収益を上げる農産物はお米しかないわけです。それでは寂しいということでもって、自家消費していた、せんぜ畑で自家消費した野菜を何とか知っていただこうじゃないかということでもって立ち上げたのが四賀バザールでございまして。

毎週水曜日と土曜日、春の3月28日から、28日というのは決まっていんですが、一応後半から12月の師走まで、春の山菜、秋はキノコですね。四賀の名物のキノコ。マツタケなんて実は今年はゼロでございました。そういうものを何とかPRしたいということでもって立ち上げたという功績がございまして。

それと併せて、もう一点は、松林の松くい虫による被害ですね、これを何としても防止したいということでもって、協議会を立ち上げて、私もメンバーになったんですが、松本市の当時の市長さんをはじめ、農政委員の方々と協力して、防除、駆除に力を入れてきたんですが、現在は残念ながら、首長が代わったために、こんなことを言っちゃ何なんですけど、立ち消えになったような状態でもございます。非常に残念でございまして。

そういうわけでもって、この方の功績を何とか知っていただきたいという意味でもって推薦させていただきました。

以上でございまして。

草田係長 ありがとうございます。
説明については以上になります。

議 長 この案件に関しまして質問、意見等ある方、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、本件はただいまの説明のとおり進めてまいりますので、ご承知
おきをお願いいたします。
次に、報告事項のウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題とい
たします。
事務局の説明をお願いいたします。
草田係長。

草田係長 48ページの主要会務報告です。
11月10日、市長との懇談会が開催され、前向きな議論をしていただきました。ありがとうございます。
意見書については、農業振興委員会を中心に作成しました。意見の集約の
方法、テーマの選出方法など、またこの後委員会で検討し、今後へつなげ
ていきたいと考えています。また、回答をいただいた内容について、どの
ように具体化していくのか、市と一緒に進めていくことになると思います
ので、よろしくをお願いします。
11月21日に長野県農業委員会大会がホクト文化ホールで行われました。
当日欠席された委員さんの分の資料について、お席に置いてありますので、
本日も欠席されているようでしたら、お手数ですが、資料をつなげていた
だきたいと思います。
11月22日の現地調査ですけれども、河西委員と太田委員に行ってい
ただきました。資料は武井委員と太田委員となっています。申し訳ありませ
んが、訂正をお願いします。
続いて、次のページの当面の予定です。
明日、11月30日に全国農業委員会会長代表者集会在東京で開催され、
会長が出席します。
12月4日から5日、県外視察研修があります。こちらのバスの出発時間
ですが、訂正をお願いいたします。バスの出発時間、議案と一緒に通知を
同封させていただいた時間が正しくなります。梓川支所については6時半、
歴史の里については7時になります。申し訳ありませんが、訂正をお願い
いたします。お間違えのないようにしてください。
12月13日に県の行政機関と農政懇談会が開催され、会長が出席予定で
す。
12月20日の現地調査は、武井委員と丸山委員になります。資料は河西
委員と丸山委員となっています。こちら、申し訳ありませんが、訂正を
お願いいたします。

以上です。

議長 ただいまありましたが、何かある方、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。
じゃ、以上で報告事項は終了いたしました。
続きまして、その他の項目に入ります。
最初に、農業委員会だより第96号が発行されましたので、情報・研修委員長から編集報告をお願いします。また、県外視察の件についても併せてお願いいたします。

中川情報・研修委員長 情報・研修委員会からご案内2点でございます。

農業委員会だより第96号、お手元にあるかと思います。情報・研修委員会で一生懸命作りました。読み応えがあるというか、紙面たっぷり、なかなかいいものができたというふうに思っております。またご感想をお寄せいただければ、うれしく思います。

来年の1月に入りますと、次ですね、97号、来年の7月に発行するものの作成に入るという段取りになります。とりわけ農業振興委員の皆様におかれましては、次の紙面でこういう何かネタがあるよとか、こんなのどうか、そんなようなご意見みたいなものがありましたら、またお寄せいただければうれしく思います。よろしくをお願いします。

もう一点は、12月4日、5日、京都の県外視察研修旅行でございます。集合時間がこっちとこっちでちょっと違っておりましたが、お間違いないようにご集合いただきますようによろしくをお願いいたします。

全部で25名の方々ということで行きたいと思っております。

1日目が、京のふるさと産品協会ですね。これ、何ということなんで、ちょっと参加される方のテーブルの上にこういうのを置いてありました。ここに行きます。要は京野菜とか、京のブランド推進とか、農産物価格安定対策事業とか、いろいろなことをやっておりますが、ここを訪問いたします。場所が京都駅の南側になりますね。JAビルの中にあるというところなんです、そこを訪問して、いろいろな話を聞くという、正直言って、そんな難しい突っ込んだ話にはなりませんけれども、じっくりとしたいろいろなところをお話ししてもらおうつもりでおります。

ついては、参加されるこちらも、いきなりお訪ねするのではなくて、こういうところがあったよというのをちらっと眺めていただいて、それでこんなことをちょっと聞いてみたいみたいなのところを1つ2つご用意いただければ、すごくいいんじゃないか、こんなふうに思っております。

あと、一応公務ということでございますので、きりっとした格好でございますね、そういうことをお願いします。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議 長

お疲れさまでした。またお世話になります。お願いします。
それでは、続きまして農業農村センターから情報提供をお願いいたします。
寺戸補佐。

寺戸（農業農村支援センター）課長補佐 お世話さまです。農業農村支援センター、寺戸です。

お手元の資料のほう、ご説明させていただきたいと思います。

最初に、気象ですけれども、このところ寒暖差がかなり激しくなってきたものと思いますけれども、相変わらず若干高めの日が多いかなというところかと思います。

生育概況につきましては、お米については、県内100で、中信地区は101というようなことになってきているかと思います。

麦後の大豆なんですけれども、今年ちょっと高温干ばつとか、なかなか落葉が進まないというようなこともありまして、圃場間差があつて、全体的に小粒の傾向となっております。

リンゴのふじでは、蜜入りが悪くて、日焼け、裂果等のロスが多いというような状況になっております。

また、長芋についても、細めで、変形のものが多いということで、ちょっとここには最初の次第のところに記載はしていただいていませんが、長芋についても、あまりいいものができていないというような声をよく聞いております。

すみません、資料の4ページのほうなんですけれども、長野県で毎年やっております「環境にやさしい農業推進研修会」というのがこの12月に開催されるんですけれども、締切りが30日までということで、ちょっとぎりぎりだったんですが、まだ間に合うかと思って、本日情報提供ということでさせていただいております。オンラインとかでも聞けますので、ご興味のある方、会場は安曇野市になっておりますが、ぜひ参加は無料になっておりますので、興味のある時間だけでも結構ですので、聞いていただければと思います。

続きまして、5ページをご覧くださいければと思いますが、トマトの黄化葉巻病というものの注意報がこの前出されました。これですけれども、タバココナジラミというものが媒介するウイルスになっております。まだ県内にはあまり入ってきていなくて、時々、何年かに1度ぐらい発生してということがあるんですけれども、これが暖かい地方は、もう全国的に広まってきたんですが、まだ長野県、寒いという地域になるので、冬が越せなくて、長野県には定着していないものになっています。

ただ、今年、暖かくて、暖冬、ここまでも暖かく来ているということで、施設の中では冬場も越冬する可能性が出てきているということで、少し南信地域でも発生があるので、これがそのまま北上して来ると、ここには、この資料のほうには、トマトとトルコギキョウというふうに書いてあるんですけれども、寄生の範囲は非常に広くて、ナス科だけでなく、ウリ科とか、トルコ以外にアストロメリアとかアスパラガスとか、非常に多くの

種類に寄生するものになっております。

ウイルス病も、このトマト以外にも媒介するものがあったりということで、従来のタバココナジラミというものに比べて、薬剤も効きにくかったりというところで、ここ何年もずっと警戒している虫でありますので、ぜひ定植するときなど、最初の方にコナジラミがないかどうかというような、特に県外から苗を購入されてという場合、ちょっと注意深く見ていただくとありがたいと思います。

一般的なコナジラミは、オンシツコナジラミというもので、皆さんもご承知かと思うんですが、なかなか小さい虫なので、区別はすごくしにくいものになります。若干タバココナジラミのほうが白っぽくて、オンシツコナジラミのほうが黄味がかっていたり、幼虫だと毛が生えている、生えてないとか、少し違いがあるんですが、もしご心配な場合は、ぜひ支援センターにお声がけいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。ありがとうございました。

議 長

ご苦労さまでした。

何かありますか、せっかく。

あれですかね、寺戸さん。こういう事象は分かったんですが、こういうふうな見て、こういう気象条件の中でもよかった事例とか、水田でも、果物でも、野菜なんです、それもJAという組織もあるんですが、生産者のところへ優良事例なり、対策なりっていう情報を流していただくようなこともまた考えてみてください。

我々、ここの農業委員会ではそれでいいんですが、それぞれ大局的に見ていらっしゃる県の機関として、それぞれの情報提供をぜひまたお願いしたいと思います。

寺戸（農業農村支援センター）課長補佐 はい。

議 長

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですか。

じゃ、ありがとうございました。

それでは、続きまして事務局から連絡事項をお願いいたします。

草田係長

本日配付しました追加資料等は、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せて欠席委員におつなぎいただけるとありがたいと思います。

また、該当地区の委員に事前にお送りしました農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。

最後に、お車でお越しの方は、市役所駐車場の無料化処理を行いますので、あちらに無料処理の機械ありますので、処理をしていただきたいと思います。

す。農業振興委員会に出席される方は、この後になりますので、その委員会の後に処理をお願いいたします。

以上です。

議長 委員の皆さん、何かこの機会にご発言ありますか。

[質問、意見なし]

議長 ちょっと僕のほうからトピックスなんですけど、ある市会議員の方から、農林部の合併の経緯等、どういうふうに考えているんだというような質問がありました。

我々、意見書、去年はああいうことで申し上げたりしておるんですが、やはり県下ある市町村の中で、200億円の県下の中で、ああいう組織体制はいかがなものかというのは、常に我々、大多数の農業委員もそうですし、農家の方は考えていますので、農工商の連携はともかく伺ったんですが、ともかくそれは農に携わるものの1つとして、いかがなものかというふうなのは常に問題点として感じているところということを申し上げましたので、またご承知おきをお願いしたいと思います。

以上で本日の案件は全部終了しました。

円滑な議事進行にご協力をありがとうございました。

議長を退任させていただきます。

ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 7番 _____

議事録署名人 8番 _____